

ご存知ですか？障がい者（児）制度

障害の程度	手当等級	手当の額
①身体障がいの程度が身体障害者手帳のおおむね1級又は2級程度の人（内科的疾患を含む） ②療育手帳の判定がA、A程度の知的障がい（重複障がいを含む）又は同程度の精神障がいがある人	1級	対象児童 1人につき 月額 51,450円
①身体障がいの程度が身体障害者手帳のおおむね3級程度の人（内科的疾患を含む） ②療育手帳の判定がB程度の知的障がい（重複障がいを含む）又は同程度の精神障がいがある人	2級	対象児童 1人につき 月額 34,270円

※手帳を所持していない場合でも、上記程度の障がいがあれば該当します

特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある20歳未満の人を家庭で養育している人（父若しくは母又は父母に代わって養育している人）に特別児童扶養手当を支給します。

障がいのある児童を

養育しているみなさんへ



- 手当の対象とならない場合
- 児童、父母又は養育者が、日本国内に住所がない場合
- 児童に対し障がいを要件とする年金が支給されている場合
- 児童が児童福祉施設など（保育所、通園施設を除く）に入所している場合

在宅障害福祉手当

障がいのある在宅の20歳未満の人を養育している父母又は養育者に支給されます。

- 対象
- 身体障害者手帳1～2級の人
- 療育手帳A、Aの人
- 精神障害者手帳1級の人
- 特別児童扶養手当1級の人
- 手当額 月額3,000円
- 対象とならない場合
- 対象者が施設に入所している場合
- 障がいの程度が軽くなった場合
- 障害児福祉手当を受給している場合

障がい者（児）

のみなさんへ

特別障害者手当

日常生活において常時、特別な介護を必要とする20歳以上の本人（本人）に支給されます。

■対象

- おおむね身体障害者手帳2級以上が2つ以上ある人
- おおむね身体障害者手帳2級以上が1つ以上と3級以上が2つ以上ある人

※原則、受給資格認定基準と所定の診断書により判定します。

■手当額 月額26,810円

■対象とならない場合

- 身体障害福祉施設などに入所している場合
- 病院又は診療所（老人福祉施設を含む）に継続して3か月を超えて入院している場合

障害児福祉手当

日常生活において常時、介護を必要とする20歳未満の人（本人）に支給されます。

■対象

- 身体障害者手帳1級程度の人（単独）
- 療育手帳A程度の人（単独）

- 手当額 月額14,580円
- 対象とならない場合
- 障害年金などを受給している場合
- 児童福祉施設などに入所している場合

◆ご注意ください

●上記4つの手当は申請が必要です

手当は全て、本人又は家族からの申請がないと支給されません。また、認定された場合は、申請した翌月から手当支給の対象となります。

●上記4つの手当は所得による支給制限があります

受給資格者、その配偶者又は扶養義務者の前年の所得がそれぞれ一定額以上ある場合は、手当の支給が一定期間停止されます。

◆所得状況届・現況届について

これらの手当を受けている人は、毎年8月12日から9月11日までに所得状況届や現況届の提出が必要です。8月上旬に書類を送付しますので、手続をしてください。この届出が無い場合は8月分以降の手当が受けられなくなります。

リハビリは尊厳の回復 看護で悔いのない豊かな時間を 本人も家族も笑顔に ご相談承ります。

・レストーレ 下館

リハビリディサービス

- ・レストーレ明野
- ・レストーレ岩瀬



☎0296-23-6170

筑西市菅谷1637

RESTAURE 茨城県指定0872700562



・ケアーズ 下館

訪問看護リハビリステーション



☎0296-49-6403

筑西市西谷貝314-3

茨城県指定0862790011